



報道資料

平成30年7月10日
中国電力株式会社

平成30年7月5日からの大雨により被災された お客さま等に対する電気料金その他の特別措置について

平成30年7月5日からの大雨により被災された皆さまに対し、心からお見舞い申しあげます。

当社は、この大雨の影響により災害救助法が適用された地域、およびこれらに隣接する地域において、家屋損壊および床上浸水などの被害に遭われたお客さま等からお申し出があつた場合には以下の特別措置を講ずることとし、7月9日付で「特定小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給等約款以外の供給条件」として経済産業大臣に申請を行い、同日、認可されました。

＜当社と電気のご契約をいただいているお客さま＞

1. 対象地域

【災害救助法が適用された地域】

〔鳥取県〕

鳥取市, 八頭郡若桜町, 八頭郡智頭町, 八頭郡八頭町, 東伯郡三朝町, 西伯郡南部町, 西伯郡伯耆町, 日野郡日南町, 日野郡日野町, 日野郡江府町

〔岡山県〕

岡山市, 倉敷市, 玉野市, 笠岡市, 井原市, 総社市, 高梁市, 新見市, 濑戸内市, 赤磐市, 真庭市, 浅口市, 都窪郡早島町, 浅口郡里庄町, 苦田郡鏡野町, 英田郡西粟倉村, 加賀郡吉備中央町, 小田郡矢掛町

〔広島県〕

広島市, 吳市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 東広島市, 江田島市, 安芸郡府中町, 安芸郡海田町, 安芸郡熊野町, 安芸郡坂町

〔愛媛県〕

今治市

【上記市町村に隣接する地域】

〔鳥取県〕

倉吉市, 米子市, 東伯郡湯梨浜町, 東伯郡琴浦町, 西伯郡大山町, 岩美郡岩美町

〔島根県〕

安来市, 仁多郡奥出雲町

〔岡山県〕

備前市, 美作市, 津山市, 勝田郡奈義町, 和気郡和気町, 久米郡久米南町, 久米郡美咲町, 真庭郡新庄村

[広島県]

あきなかたし はつかいちし みよしし しょうばらし やまがたぐんきたひろしまちょう やまがたぐんあきおおたちょう せらぐんせらちょう
安芸高田市, 廿日市市, 三次市, 庄原市, 山県郡北広島町, 山県郡安芸太田町, 世羅郡世羅町,
じんせきぐんじんせきこうげんちょう
神石郡神石高原町

2. 対象のお客さま

「1. 対象地域」において、家屋損壊などの被害に遭われたお客さままで、当社にお申し出をいただいたお客さま

3. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日^{*1}の延長

被災されたお客さまの平成30年6月分（支払期日が7月5日以降となるものに限ります。），7月分および8月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

* 1 … 支払期日は、検針日から31日目の日

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災以降、全く電気を使用されない場合には、お客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間に限り、電気料金は申し受けません。

(3) 工事費負担金^{*2}の免除

被災されたお客さまが、被災以降、全く電気を使用されない状況で需給契約を廃止し、被災前と同じ契約内容で平成31年1月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

* 2 … 工事費負担金とは、お客さまからのお申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、増強したりする場合等において、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

(4) 臨時工事費^{*3}の免除

被災されたお客さまが、平成31年1月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

* 3 … 臨時工事費とは、お客さまからのお申し込みにより、契約期間が1年未満の契約を行う際に、当社の電気設備を新たに設置したり、契約終了後、当該施設を撤去する場合等において、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

(5) 基本料金の一部免除

被災されたお客さま^{*4}で、電気設備が災害のため復旧までに一時使用不能となった場合、平成31年1月末日までは、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。

* 4 … 基本料金を申し受ける料金メニューをご契約のお客さまに限ります。

(6) 諸工料^{*5}の免除

被災されたお客さまが、平成31年1月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料は申し受けません。

* 5 … 諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、当社の引込線、計器の取付位置を変更したりする場合等において、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

4. 特別措置の適用

お客さまからは、最寄りの当社セールスセンターへお申し込みいただくこととしています。

～ 被災されたお客さまからのお問い合わせ先～

- ◎ 鳥取統括セールスセンター／鳥取市新品治町1番地2
フリーダイヤル 0120-181-210
- ◎ 米子セールスセンター／米子市加茂町2丁目51番地
フリーダイヤル 0120-211-426
- ◎ 島根統括セールスセンター／松江市東朝日町5番地1
フリーダイヤル 0120-833-103
- ◎ 出雲セールスセンター／出雲市小山町225番地
フリーダイヤル 0120-311-950
- ◎ 岡山統括セールスセンター／岡山市北区内山下1丁目11番1号
フリーダイヤル 0120-411-669
- ◎ 岡山東セールスセンター／岡山市東区西大寺中野422番地の3
フリーダイヤル 0120-415-322
- ◎ 津山セールスセンター／津山市上河原208-3番地
フリーダイヤル 0120-410-254
- ◎ 倉敷セールスセンター／倉敷市中庄2293番地の2
フリーダイヤル 0120-412-717
- ◎ 高梁セールスセンター／高梁市落合町阿部1723番地の5
フリーダイヤル 0120-413-823
- ◎ 広島統括セールスセンター／広島市中区竹屋町2番42号
フリーダイヤル 0120-297-510
- ◎ 福山セールスセンター／福山市沖野上町1丁目7番28号
フリーダイヤル 0120-511-542
- ◎ 尾道セールスセンター／尾道市栗原町5908番地の1
フリーダイヤル 0120-512-167
- ◎ 東広島セールスセンター／東広島市西条下見5丁目5番15号
フリーダイヤル 0120-519-720
- ◎ 三次セールスセンター／三次市十日市中1丁目1番1号
フリーダイヤル 0120-513-466
- ◎ 呉セールスセンター／呉市西中央2丁目2番11号
フリーダイヤル 0120-138-514
- ◎ 広島北セールスセンター／広島市安佐南区緑井1丁目25番28号
フリーダイヤル 0120-516-830
- ◎ 廿日市セールスセンター／廿日市市串戸6丁目5番12号
フリーダイヤル 0120-517-270

<新電力をはじめとした電力会社さま>

1. 対象地域

【災害救助法が適用された地域】

〔鳥取県〕

鳥取市, 八頭郡若桜町, 八頭郡智頭町, 八頭郡八頭町, 東伯郡三朝町, 西伯郡南部町, 西伯郡伯耆町, 日野郡日南町, 日野郡日野町, 日野郡江府町

〔岡山県〕

岡山市, 倉敷市, 玉野市, 笠岡市, 井原市, 総社市, 高梁市, 新見市, 濑戸内市, 赤磐市, 真庭市, 浅口市, 都窪郡早島町, 浅口郡里庄町, 苫田郡鏡野町, 英田郡西粟倉村, 加賀郡吉備中央町, 小田郡矢掛町

〔広島県〕

広島市, 吳市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 東広島市, 江田島市, 安芸郡府中町, 安芸郡海田町, 安芸郡熊野町, 安芸郡坂町

〔愛媛県〕

今治市

【上記市町村に隣接する地域】

〔鳥取県〕

倉吉市, 米子市, 東伯郡湯梨浜町, 東伯郡琴浦町, 西伯郡大山町, 岩美郡岩美町

〔島根県〕

安来市, 仁多郡奥出雲町

〔岡山県〕

備前市, 美作市, 津山市, 勝田郡奈義町, 和気郡和気町, 久米郡久米南町, 久米郡美咲町, 真庭郡新庄村

〔広島県〕

安芸高田市, 廿日市市, 三次市, 庄原市, 山県郡北広島町, 山県郡安芸太田町, 世羅郡世羅町, 神石郡神石高原町

2. 対象の小売電気事業者

「1. 対象地域」において、家屋損壊などの被害に遭われた電気の使用者を需要者としており、当社にお申し出をいただいた小売電気事業者。

3. 特別措置の内容

(1) 接続送電サービス料金等の料金算定日^{*1}の延長

被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、平成30年6月分（支払期日が7月5日以降となるものに限ります。），7月分および8月分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日を、各々1ヶ月間延長します。

* 1 …料金算定日から31日目の日を支払期日としています。

(2) 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、需要者が、被災以降、全く電気を使用されない場合には、当該需要者の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間に限り、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金は申し受けません。

(3) 工事費負担金^{*2}の免除

被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、需要者が、被災以降、全く電気を使用されないで契約を廃止し、被災前と同じ契約内容で平成31年1月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

* 2 … 工事費負担金とは、小売電気事業者からのお申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、増強したりする場合等において、小売電気事業者にご負担いただく費用をいいます。

(4) 臨時工事費^{*3}の免除

被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、需要者が、平成31年1月末日までの間、臨時に電気を使用される場合は、臨時工事費は申し受けません。

* 3 … 臨時工事費とは、小売電気事業者からのお申し込みにより、契約期間が1年未満の契約を行う際に、当社の電気設備を新たに設置したり、契約終了後、当該施設を撤去する場合等において、小売電気事業者にご負担いただく費用をいいます。

(5) 使用不能設備に相当する接続送電サービス料金等の一部免除

被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧までに一時使用不能となった場合、平成31年1月末日までは、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金は申し受けません。

(6) 諸工料^{*4}の免除

被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、需要者が、平成31年1月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を行う場合は、諸工料は申し受けません。

* 4 … 諸工料とは、小売電気事業者からのお申し込みにより、引込線、計器の取付位置を変更したりする場合等において、小売電気事業者にご負担いただく費用をいいます。

4. 特別措置の適用

この特別措置の適用を希望される新電力をはじめとした電力会社さまは、当社のネットワークサービスセンターまでお問い合わせください。

～新電力をはじめとした電力会社さまのお問い合わせ先～

◎ 送配電カンパニー ネットワークサービスセンター

広島市中区小綱町6番12号 中電工 平和大通りビル7階

082-544-2673

以上